

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件  
控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)  
被控訴人(一審原告) X1 ほか  
控訴人(一審原告) X51 ほか  
参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書 (9)

令和5年2月14日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦  
一審被告指定代理人 鈴木和孝  
山本剛  
野村昌也  
寺田太郎  
伊東真依  
田原慎士  
村瀬佳敬  
吉村征紘  
寺部敦

蛭原 諒  
布目 武  
金友 有理子  
田中 浩 司  
澤口 舜  
窪田 公 樹  
市川 正 志  
浅野 優 介  
平野 大 輔  
鶴園 孝 夫  
大浅田 薰  
高橋 潤  
大竹 史 恵  
和田 佳保里  
栗田 旭  
大城 朝 久  
仲村 淳 一  
後藤 堯 人

藤 田 悟 郎  
上 村 香 織  
井 藤 志 暢  
吉 田 匡 志  
田 上 雅 彦  
小 林 源 裕  
熊 谷 和 宣  
湯 山 桃 子  
村 田 太 一  
村 川 正 徳  
假 屋 一 成  
吉 田 彩 乃  
渡 邊 桂 一  
澤 田 智 宏  
内 藤 浩 行  
世 良 田 鎮

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第294号証	実用発電用原子炉に係 る新規制基準の考え方 について (原子力規制委員会)	写	R4. 12. 14	発電用原子炉施設における耐震設 計に係る規制は、基本的に、平成 18年9月19日に原子力安全委 員会により決定された「発電用原 子炉施設に関する耐震設計審査指 針」を継承し、施設が有する安全 機能の重要度に応じて適切な地震 力を定め、その地震力に対し十分 耐えるよう設計すること及び最も 重要度の高い耐震重要度分類Sク ラスに相当する耐震重要施設につ いては、基準地震動による地震力 に対し安全機能を保持することを 基本的な考え方としており、より 重要度の高い施設について、より 大きい地震力を設定して、弾性設 計や機能維持設計を求めることと していること等
乙第295号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 第61回 議事 録 (原子力規制委員会)	写	H25. 12. 20	参加人が、平成25年12月20 日に開催された原子力規制委員会 の第61回審査会合において、本 件発電所の耐震設計の基本方針に 係る申請内容を説明したこと

乙第296号証	大飯3号炉及び4号炉 耐震設計の基本方針 について 資料2-1 (関西電力株式会社)	写	H25. 12. 20	参加人が、平成25年12月20日に開催された原子力規制委員会の第61回審査会合において、本件発電所の耐震設計の基本方針に係る申請内容の説明に当たって、地震動審査ガイドの「Ⅱ. 耐震設計方針」の審査フローに沿って、耐震設計に係る基本方針を説明の上、耐震重要度分類、弾性設計用地震動の策定方針を含む設計用地震力の算定方法、荷重の組合せと許容限界の考え方を順に説明し、さらに、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設による波及的影響に係る方針について説明したこと
乙第297号証	大飯3号炉及び4号炉 耐震設計の基本方針 資料2-2 (関西電力株式会社)	写	H25. 12	参加人が、平成25年12月20日に開催された原子力規制委員会の第61回審査会合において、本件発電所の耐震設計の基本方針に係る申請内容を説明したこと
乙第298号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 第305回 議 事録 (原子力規制委員会)	写	H27. 12. 10	参加人が、平成25年12月20日に開催された原子力規制委員会の第61回審査会合の後の新規制基準適合性審査の過程において、基準地震動の見直しを行ったが、平成27年12月10日に開催さ

				れた第305回審査会合において、基準地震動の変更に伴う耐震設計の基本方針についての変更はない旨を説明したこと
乙第299号証	大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設等) - 抜粋(第4条 地震による損傷の防止) - 資料4-1-2 (関西電力株式会社)	写	H27.12	同上
乙第300号証	大飯3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設等) (関西電力株式会社)	写	H29.5	設置許可基準規則4条3項(基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計方針)に係る参加人の申請内容
乙第301号証	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム 第11回会合 議事録 (原子力規制委員会)	写	H25.1.21	平成25年1月21日に開催された原子炉施設等基準検討チーム第11回会合において、放水による放射性物質の拡散抑制については、放射性プルームが大気中に放出されるような状況を想定したものであり、対策は要求するものの、その成功基準を設定できないため、有効性の評価は要求しないと

				の考えが示されたこと
乙第302号証	発電用軽水型原子炉の 新安全基準に関する検 討チーム 第12回会 合 議事録  (原子力規制委員会)	写	H25. 1. 25	平成25年1月25日に開催され た原子炉施設等基準検討チーム第 12回会合において、放水による 放射性物質の拡散抑制についての 議論の中で、敷地外への影響緩和 対策については、炉心損傷防止対 策及び原子炉格納容器破損防止対 策について有効性評価を求めている こととは異なり、事故の態様を 特定して対策の成功基準を設定 し、対策の有効性評価を求めるこ とは、そもそも事故の態様を事前 に特定できないため実質的に不可 能であることから、事業者に対し ては、状況に応じて柔軟に対応す ることを要求する考えが示された こと
乙第303号証	大飯3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等 への適合性について(重 大事故等対処設備) (抜 粋)  (関西電力株式会社)	写	H29. 5	参加人が、設置許可基準規則55 条に基づく要求事項に対応するた めの対策及び設備として、①放水 設備を用いた屋外からの原子炉格 納容器等又は原子炉周辺建屋(貯 蔵槽内燃料体等)への放水を行う ために、大容量ポンプ(放水砲用)、 放水砲、送水車及びスプレイヘッ ダ等を重大事故等対処設備として

				<p>新たに整備するとともに、②前記①による放水によって、海洋へ放射性物質が拡散することを抑制するために、シルトフェンスを重大事故等対処設備として新たに整備することとしたこと等</p>
乙第304号証	<p>大飯3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等 への適合性について(重 大事故等防止技術的能 力)(抜粋)  (関西電力株式会社)</p>	写	H29.5	<p>①参加人が、設置許可基準規則55条の要求事項に対応するために整備することとした設備、及び参加人の自主的な対応として整備することとした設備(吸着剤)を用いるに当たっての手順、作業に要する人員及び作業時間、②参加人が、同規則51条の要求事項に対応するために整備することとした設備を用いるに当たっての手順(溶融炉心の冷却等の手順)</p>